

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第15号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第17条の4第1項第1号中「の写し」を削る。

第30条の2第1項第1号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「同条第3号」を「同条第4号」に改める。

第31条第2項及び同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、同条第4項を同条第2項とする。

第32条第1項第6号を次のように改める。

(6) 契約不適合責任

第46条の見出しを「(担保責任の特則等)」に改め、同条第1項中「相手方は」の右に「、民法第566条本文(同法第559条本文において準用する場合を含む。)又は同法第637条第1項の規定にかかわらず」を加え、「売買又は仕事の」を削り、「瑕疵^{かし}について、民法第570条本文において準用する同法第566条第1項又は同法第634条第1項及び第2項前段に規定する」を「種類又は品質に関する」に、「負わなければならない」を「負うものとする」に改め、同条第2項中「契約の相手方が前項の義務を履行しない場合」を「民法第563条第1項又は第2項第2号(これらの規定を同法第559条本文において準用する場合を含む。)に規定するとき」に改める。

第51条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局契約規程第46条及び第51条の規定は、この規程の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約に

については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部契約会計課)